

生徒心得

1 基本精神

あくまで真理の探究につとめるとともに、本校創立以来120年余の長きにわたり先輩の築きあげた誠実・勤労・規律・礼儀の伝統を基にして、豊かな人間性と自主・自律の実践力を養うために、次のことがらに心がけよう。

- (1) 学業とスポーツに専念し、立派な判断力と健全な精神を養おう。
- (2) きまりを守り、自己の言動に責任をもとう。
- (3) 生徒会活動、部活動、ホームルーム活動、学校行事には積極的に参加しよう。
- (4) お互いの人格を尊重し、よりよい交友関係をもつようにつとめよう。
- (5) 公共物を大切にし、よりよい環境をつくるようにつとめよう。
- (6) 礼儀を重んじ、尊敬と信頼の人間関係をつくろう。
- (7) 学校の作業や家業を手伝うことによって、働くことの尊さと喜びを知ろう。
- (8) 多くの人々の指導と協力により、現在の自分があることを認識し、常に感謝の気持ちを忘れぬようにつとめよう。

2 服装・頭髪に関する規定

1. 制服

更衣期間は設けないが、6月1日、10月1日を目安と考えること。但し、1学期終業式、2学期始業式は夏服を着用し、それ以外の式典（入学式、離任式、卒業式、同窓会入会式、1・3学期始業式、2・3学期終業式）は冬服を着用すること。どの制服であっても正しく着用する。

2. 通学靴

- ① 華美でない革靴または運動靴とし、サンダル・クロックス等は禁止。
- ② 雨天時、積雪時は雨靴、長靴の使用を認める。

3. 靴下

- ① 黒、白、紺を基調とした単色で、華美でない物とする。ただし、ルーズソックスは禁止とする。
- ② ストッキング・タイツは肌色、紺または黒とする。

4. 防寒具

着用期間は原則として11月1日から3月31日とするが、気候条件によって前後することもある。

- ① 体育授業用ウインドブレイカーが望ましいが、気候等を考慮し、黒・紺・茶など華美でない単色のコートやジャンパー類も可とする。

- ② 校舎内で制服の上に防寒着を着用することは禁止する。ただし、体育授業用ウインドブレイカーの上着のみ室内での着用を認める。
- ③ 本校指定のカーディガンを購入し、冬服に合わせて着用することを認める。その他市販のカーディガンの着用は認めない。
- ④ ネックウォーマー、マフラー、手袋等の防寒具は、校舎内での着用を禁止する。

5. 頭髪

- ① 清楚な髪型とする。
- ② 前髪は目にかからないようにする。
- ③ 髪の長さが肩より長い場合は、ゴム紐等で縛ること。
- ④ 整髪料等で髪を奇抜に加工しない。また、パーマメント、染色、脱色、そり込み、編み込み、エクステンション等 人目を引く技巧はしない。

6. その他

- ① 体育時、実習時の服装は安全面から学校指定のものとする。
- ② 化粧、マニキュア類、アクセサリー、ピアスの類は禁止する。
- ③ やむを得ない事情で、以上の規定に反して登校しなければならない時には、異装願を提出し、許可を得なけ

ればならない。

- ④ 身だしなみ指導週間等に教員による身だしなみ指導を行う。未着用の場合は着用指導を行う。
- ⑤ 身だしなみが不十分な場合は、再登校指導を行う。

新城有教館高等学校作手校舎校則見直しの手続き

- (1) 生徒会は、校則の変更（追加・改正又は廃止）について、生徒会リーダー研修会の審議を経て承認を経た後、校長に対し、校則の変更を求めることができる。

- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、校則の変更が必要と判断したときは、生徒や保護者・教員・地域の方々等から意見を聴取し、運営・職員会議でその内容を議論する。

- (3) 校長は、生徒や保護者・教員・地域の方々等からの意見や職員会議での議論、本校の教育目標を踏まえ、校則の変更について決定する。